

むつ市議会第201回定例会会議録 第7号

議事日程 第7号

平成21年9月18日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第52号 むつ市大畑町沿岸漁業振興基金条例
- 第2 議案第53号 むつ市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
- 第3 議案第54号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第55号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第56号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第57号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第58号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第59号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第60号 むつ市脇野沢温泉条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第61号 財産の取得について
(老朽化した公用車を環境性能の優れた環境対応車に更新するためのもの)
- 第11 議案第62号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第12 議案第63号 下北地域広域行政事務組合規約の変更について
- 第13 議案第64号 市道路線の廃止について
- 第14 議案第65号 市道路線の認定について
- 第15 議案第68号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第16 議案第69号 平成21年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第17 議案第70号 平成20年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第18 議案第71号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第19 議案第72号 平成20年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第20 議案第73号 平成20年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第21 議案第74号 平成20年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第22 議案第75号 平成20年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第23 議案第76号 平成20年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第24 議案第77号 平成20年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第25 議案第78号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第26 議案第79号 平成20年度むつ市用地造成事業会計決算
- 第27 議案第80号 平成20年度むつ市水道事業会計決算
- 第28 議案第81号 工事請負契約について
(市立第三田名部小学校改築工事：建築工事)

第29 議案第82号 工事請負契約について

(市立第三田名部小学校改築工事：給排水衛生設備工事)

【報告に対する質疑】

第30 報告第20号 平成20年度むつ市健全化判断比率について

第31 報告第21号 平成20年度むつ市公営企業会計資金不足比率について

【懲罰特別委員会からの申し出】

第32 懲罰動議の閉会中の継続審査について

【議員派遣】

第33 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	鎌田	ちよ子	3番	新谷	泰造
4番	目時	睦男	5番	工藤	孝夫
6番	横垣	成年	7番	野呂	泰喜
9番	白井	二郎	10番	岡崎	健吾
11番	千賀	武由	12番	山本	留義
13番	馬場	重利	14番	佐々木	隆徳
15番	富岡	修	16番	菊池	広志
17番	半田	義秋	18番	高田	正俊
19番	山崎	隆一	20番	川端	澄男
21番	中村	正志	22番	村川	壽司
23番	浅利	竹二郎	24番	新谷	功夫
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（2人）

2番	澤藤	一雄	8番	川端	一義
----	----	----	----	----	----

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	牧野	正藏	公営企業 管理者	遠藤	雪夫
総務部長	新谷	加水	会計 総務 課長	工藤	正明
企画部長	阿部	昇	企画 部長	近原	芳栄
民生部長	齋藤	秀人	保健 福祉 部長	鴨澤	信幸
経済部長	櫛引	恒久	建設 部長	太田	信輝
選挙 管理 委員会 事務局長	大芦	清重	監査 委員 局長	齋藤	純
教育部長	佐藤	節雄	公企 業局 局長	佐藤	純一
川内 庁舎 長	河野	健二	大畑 庁舎 長	柳谷	正尚
脇野 庁舎 長	片山	元	総務 課 副 課長	松尾	秀一

總務部課幹
總務

吉田真

總務部課查
總務主任

澁田剛

事務局職員出席者

事務局長 工藤昌志
總括主幹 柳田諭
主事 井戸向秀明

次長 澤谷松夫
主査 石田隆司

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、9月7日及び15日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務、産業経済、建設、教育民生の各常任委員長及び決算審査特別委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

次に、9月16日開催されました懲罰特別委員会において、委員長に馬場重利議員、副委員長に佐々木隆徳議員が選任されましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第7号により議事を進めます。

日程第1～日程第29 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第52号 むつ市大畑町沿岸漁業振興基金条例から、日程第29 議案第82号 工事請負契約についてまでの29件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第54号、議案第61号及び議案第63号について、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員会副委員長。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 総務常任委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果を委員長にかわりましてご報告申し上げます。

本委員会は、9月7日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました3議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第54号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、昨年度に引き続き本庁組織を改革するためのもので、主な改正点は、総務部と企画部を総務政策部と財務部に再編すること及び学校体育を除くスポーツに関する事務を市長部局に移すことなどであるとの説明がありました。

これに対し委員から、課の数は減るのか、また減った課長の処遇はどうなるのかとの質疑があり、理事者側から、35課1室から30課1室と5課減少する。また、今年度から課長級の総括主幹もグループリーダーとして実働員としてやっている。団塊の世代の退職に伴い、いびつな組織構成が解消されてくると思うとの答弁がありました。

また、別の委員から、現在の企画部の中でも企画担当と財政担当が拮抗した議論ができるのではないのか。教育委員会の総務課と学務課は統合しても支障はないか。グループ制の効果はどの

かとの質疑があり、理事者側から、企画と財政を拮抗対峙した関係の中で機能させていく形が望ましい、議論を闘わせて組織力をつけていくことが基本的な理念である。教育委員会の総務課と学務課の統合については、特に機能上の支障はないと思う。グループ制については本年度試験的に導入し、来年度から本格的にスタートするが、まだなじんでいない。ある程度時間はかかると思うが、繰り返しやっていくことによりステップアップが可能になると思うとの答弁がありました。

次に、議案第61号 財産の取得についてであります。理事者側から、老朽化した公用車を国の補助制度を活用して、環境性能にすぐれた環境対応車に更新するためのものであり、ハイブリッド車5台の購入で、分庁舎を含む各庁舎に配置予定であるとの説明がありました。

これに対し複数の委員から、入札、車の仕様などに関する質疑があり、理事者側から、環境対応車ということで国の補助制度が活用できた。車種指定はしていないものの、かなり限定された形にならざるを得なかったが、会計検査等もあり指名競争入札とすることが基本である。庁内からの要望もあり7人乗りとしたとの答弁がありました。

次に、議案第63号 下北地域広域行政事務組合規約の変更についてであります。理事者側から、知的障害者更生施設しもきた療育園を民間移譲することに伴い、組合規約の一部を変更するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、指定管理という方法もあるが、なぜ移譲となったのか、指定管理も検討したのか。また、移譲先での運営は大丈夫なのか。市の負担はどうなるのかとの質疑があり、理事者側から、一部事務組合のことで詳しいことはわからないが、基本的には運営に支障を来さない一定の収入が見込める施設で、民間で担う力があれば

移譲することを考えていいのではないか。当該施設についても民間が力をつけてきているという判断のうえに立って、移譲に踏み切ってもいいという決断がなされたのではないか。市の負担についても減ることは予想できるとの答弁がありました。

また、同じ委員から、現在勤務している職員の処遇についての質疑があり、理事者側から、これも他自治体のことなので、言及することは、はばかられるが、はまゆり学園や市の保育所などに異動することになるのではないかと答弁がありました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これにて総務常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第52号及び議案第60号について、産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

（4番 目時睦男議員登壇）

○4番（目時睦男） 産業経済常任委員会の議論経過について報告をいたします。

産業経済常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月7日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました2議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第52号 むつ市大畑町沿岸漁業振興基金条例についてであります。本案について理事者側から、大畑地区における沿岸漁業の構造改

善を促進し、もって沿岸漁業の振興及び発展を図るため、むつ市大畑町沿岸漁業振興基金を設置するためのものであり、基金の原資は寄附金を予定しているとの説明がありました。

本案に対して委員から、この基金は2億5,000万円の寄附金のみを運用し事業を行うのか、それともこの寄附金に加え、航路補償金を基金に積み立てて運用し事業を行うのかとの質疑があり、理事者側から、航路補償については事業者と漁協との間で協定が締結されたのであって、市は関知しておらず、またこの基金は運用益でもって事業展開するものではなく、定額の資金をもって事業展開するものであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、この基金の事業内容について質疑があり、理事者側から、大畑町漁業協同組合との協議のうえ、平成22年度には漁船漁具保全施設の関係で漁船上架施設整備を、平成23年度には漁網洗浄施設整備を、そして平成24年度にはサケ・マス増殖施設整備を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第60号 むつ市脇野沢温泉条例の一部を改正する条例についてであります。本案について理事者側から、脇野沢温泉の施設整備に伴い、入浴施設及び集会施設に係る使用料を改定するもので、入浴施設使用料については、ふれあい温泉川内及び湯野川温泉濃々園と同額に改定し、一般(中学生以上)は350円、小人(小学生)は150円、未就学児童は無料、集会施設については、8畳間の休憩室2室のみとなり、その1時間当たりの使用料は現行と同額で、4月16日から10月14日までの期間は260円、10月15日から翌年4月15日までの期間は360円との説明がありました。

本案に対して委員から、入浴施設使用に係る回数券の内容及び脇野沢温泉の改修工事の工期について質疑があり、理事者側から、回数券についても、ふれあい温泉川内等と同内容で、脇野沢温泉

の改修工事については、仮に工事が工期いっぱい平成21年12月22日までかかったとすると、年内の営業再開は困難と思われるが、施工業者には可能な限り早期の完成をお願いし、何とか年内に再開したいと考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、市民の入浴施設使用料を市民以外の方より低い金額に設定する考えはなかったのかという質疑があり、理事者側から、現行ではそのように市民と市民以外で料金に差があるが、今回の改正により、川内地区の2施設と入浴施設使用料を統一するという事、また旧脇野沢村の時代であれば、村内と村外の方を一目で区別することができたが、現むつ市は非常に広いエリアのため、そのような区分が困難となったということもあり、市民と市民以外の方との料金差を撤廃することになったとの答弁がありました。

これに対して同委員から、今後このような施設の使用料を定める際には、安易に他施設の使用料と同額にするのではなく、市民サービス向上のため、職員間でしっかりと協議、検討してから決定すべきだとの意見がありました。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(村中徹也) これにて産業経済常任委員長報告を終わります。

次は、議案第64号及び議案第65号について、建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

(17番 半田義秋議員登壇)

○17番(半田義秋) 建設常任委員会委員長報告を申し上げます。

建設常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月7日、建設部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託され

ました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

まず、理事者側から、今回付託された議案第64号市道路線の廃止について及び議案第65号市道路線の認定については関連議案ということで一括での説明がありました。

提案している市道酪農2号線は、ボンサーブの前を通る市道酪農1号線から分岐して、金曲地区の国道279号に至る延長2,035.26メートルの路線で、その沿線では、現在第三田名部小学校建設に伴う整備が進められており、これに伴う市道整備が国道から延長460メートルの区間で行われている。残り区間1,575.26メートルについては、今のところ市としての整備計画はないが、当該路線を含め東通村に至る農道が県営農道事業として舗装整備の計画があり、今年度中の事業採択申請が予定されていることから、整備計画のない市道部分を県事業により農道として整備をしていただくため、一たん総延長2,035.26メートルの市道路線を廃止し、新たに現在市道整備を進めている460メートルの区間について市道路線の認定をするとの説明がありました。

これに対し委員から、議案に関連して学校の建設と市道整備による今後の交通量の変化で通学児童の安全面の対策は協議されているのか質疑があり、理事者側から、市道は歩道がついて幅員が9メートルほどあり、国道との交差点や信号付近の車両停止線位置などについても、通学児童の安全を考えて、今後道路管理者である県、公安委員会と協議をするとの答弁がありました。

そのほか、特に質疑等はありませんでした。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで建設常任委員長の報告

を終わります。

次は、議案第53号、議案第55号から議案第59号、議案第62号、議案第68号、議案第69号、議案第81号及び議案第82号について、教育民生常任委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

（1番 鎌田ちよ子議員登壇）

○1番（鎌田ちよ子） 教育民生常任委員会委員長報告を申し上げます。

教育民生常任委員会に付託されました議案11件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月7日、15日に教育長並びに関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第53号 むつ市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、理事者側から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育に関する事務のうち、学校における体育に関することを除くスポーツに関する事務を平成22年4月1日から市長が管理し、執行するためのものであるとの説明がありました。

次に、議案第55号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、理事者側から、当市の人材育成にという趣意をもって、あすなる育英資金、やまぼうし育英資金としてご寄附をいただいたので、これを基金に組み入れ適正な管理運営を図るためのものであるとの説明がありました。

次に、議案第56号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、理事者側から、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、妊産婦の経済的負担を軽減するため、平成21年10月から平成

23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金の額を35万円から39万円とするためのものである。ただし、本年1月から産科医療補償制度に加入する医療機関での出産について3万円を加算しているので、この場合の支給額は38万円から42万円になるとの説明がありました。

次に、議案第57号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例及び議案第58号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例並びに議案第59号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について、理事者側から、これら3議案は、平成20年4月から新たに高額医療・高額介護合算制度が創設され、平成21年8月から高額介護合算療養費の支給事務が開始されることに伴い、同療養費を各医療費給付制度に基づく医療費の給付額から控除するため、それぞれ所要の改正を行うためのものであるとの説明がありました。

次に、議案第62号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、理事者側から、特別障害者手当の申請において、不適切な対応により当該手当を受給することができなかつた方から損害賠償請求があったので、この方と和解し、損害賠償の額を定めるためのものであるとの説明がありました。

次に、議案第68号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算について、理事者側から、4月及び5月の出納整理期間に徴収した当該保険料と督促手数料が平成20年度決算で剰余金となり、今年度に繰り越すこと、また過年度分の保険料を還付する可能性もあることから、関係する予算をあわせて増額補正するもので、これにより歳入歳出ともに641万5,000円の増額となり、予算総額はそれぞれ4億3,045万9,000円になるとの説明がありました。

次に、議案第69号 平成21年度むつ市介護保険

特別会計補正予算について、理事者側から、平成20年度介護保険事業の確定に伴い、介護給付費負担金及び地域支援事業費について返還金が生じたので、国・県・社会保険診療報酬支払基金の精算により概算交付されていた国庫負担金等が追加交付されることから、返還金不足分とあわせて歳入歳出ともに1,712万9,000円増額し、予算総額はそれぞれ45億785万9,000円になるとの説明がありました。

これら9議案に対して、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第81号 工事請負契約について、理事者側から、市立第三田名部小学校改築工事のうち建築工事に係る工事請負契約を締結するためのものであり、請負者はむつ第一経常建設共同企業体、請負金額は10億2,690万円、工期は平成22年12月21日までの予定である。構造は鉄筋コンクリート造2階建て、建築延べ面積は5,365.77平方メートル、敷地面積は5万3,001平方メートルであり、その他の特色として、太陽光発電の一部導入、雑用水に雨水の利用、ビオトープの設置など省エネスクールを追求しているとの説明がありました。

これに対し委員から、当該工事請負契約に係る工期の開始日について質疑があり、理事者側から、本案を議決後ただちに請負者に通知する予定としているが、その時点からとなるとの答弁がありました。

次に、議案第82号 工事請負契約について、理事者側から、市立第三田名部小学校改築工事のうち給排水衛生設備工事に係る工事請負契約を締結するためのものであり、請負者はむつ中央建設工事共同企業体、請負金額は1億5,099万円、工期は平成22年12月21日までの予定である。概要は、雨水ろ過設備及び合併し尿浄化槽の設置、給食室のガスの供給並びに暖房及び給湯用ボイラーの設

置、屋内消火栓の設置などであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第70号から議案第80号について、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（11番 千賀武由議員登壇）

○11番（千賀武由） 決算審査特別委員会委員長報告を申し上げます。

決算審査特別委員会に付託されました議案第70号 平成20年度むつ市一般会計歳入歳出決算から、議案第80号 平成20年度むつ市水道事業会計決算までの議案11件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月8日及び9日に、市長ほか関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、正副議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

まず、議案第70号 平成20年度むつ市一般会計歳入歳出決算については異議があり、また議案第71号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第72号 平成20年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算、議案第73号 平成20年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び議案第76号 平成20年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算については、委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号 平成20年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第75号 平成20年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算、議案第77号 平成20年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算、議案第78号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第79号 平成20年度むつ市用地造成事業会計決算及び議案第80号 平成20年度むつ市水道事業会計決算は、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました29議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

議案第52号

○議長（村中徹也） まず、議案第52号 むつ市大畑町沿岸漁業振興基金条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第53号

○議長(村中徹也) 次は、議案第53号 むつ市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号

○議長(村中徹也) 次は、議案第54号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号

○議長(村中徹也) 次は、議案第55号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第56号

○議長（村中徹也） 次は、議案第56号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第57号

○議長（村中徹也） 次は、議案第57号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第58号

○議長（村中徹也） 次は、議案第58号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第59号

○議長（村中徹也） 次は、議案第59号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第60号

○議長(村中徹也) 次は、議案第60号 むつ市脇野沢温泉条例の一部を改正する条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第61号

○議長(村中徹也) 次は、議案第61号 財産の取得について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、老朽化した公用車を環境性能の優れた

環境対応車に更新するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第62号

○議長(村中徹也) 次は、議案第62号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第63号

○議長（村中徹也） 次は、議案第63号 下北地域広域行政事務組合理約の変更について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第64号

○議長（村中徹也） 次は、議案第64号 市道路線の廃止について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第65号

○議長（村中徹也） 次は、議案第65号 市道路線の認定について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第68号

○議長（村中徹也） 次は、議案第68号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第69号

○議長(村中徹也) 次は、議案第69号 平成21年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第70号

○議長(村中徹也) 次は、議案第70号 平成20年度むつ市一般会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。6番横垣成年議員。

(6番 横垣成年議員登壇)

○6番(横垣成年) 議案第70号 平成20年度むつ市一般会計歳入歳出決算に対し、反対討論を行います。

本案は、赤字を前年の21億円から14億円に減らした決算であり、理事者初め職員の努力には敬意を表したいと思います。今後さらなる健全財政目指し奮闘してもらいたいと思いますが、過度の赤字脱却を目指すのがゆえに市民負担の軽減をすることなく、負担を増大させたり、サービス低下をもたらしたり、職員の過密労働、過重負担を増大させたりすることは決してあってはなりません。

本案は、当初予算には計上されていなかった市民を二分する本庁舎移転事業5億8,000万円が実施された決算でもあります。本庁舎を建設するお金がそもそもないにもかかわらず、東京電力などからもらった15億円を元手に破産物件を買い、建設に着手しました。安かろう悪かろうという結果になる、安物買いの銭失いとなる、改修や補修にお金がかかり結果として新築したほうが安くなる、本庁舎移転事業よりも優先すべきことがあるなどという市民の指摘にもかかわらず強行いたしました。実際に完成した本庁舎を見ると、安かろう悪かろうの一言に尽きます。ほとんどの部屋には窓がなく、まるで地下室か物置です。刑務所の独房ですら小さな窓ぐらひはあります。生身の人間が仕事場として使う代物ではありません。宮下市長の建物に対するセンスのなさがもろに出ている代物であり、病人が出ないことを願うばかりであります。

むつ市の財政が大変になったというのは、そもそも無計画的な箱物づくりにあったというのはだれしも認めるところであります。まさに今回の本庁舎移転事業にしても、無計画的な箱物づくりそのものであることを指摘しておきます。

また、本案は国民の批判が強く、廃止が検討されている後期高齢者医療制度の青森県広域連合負担金3億7,000万円を反映した決算でもあります。また、エコという名のもとに大湊の海を埋め立てているエコ・コースト事業負担金497万円が実施された決算でもあります。今後数億というお金をむつ市は負担していく事業となっております。エコという名のもとに自然を埋め立て、自然を破壊する無駄な公共事業がここむつ市でも行われております。民主党中心の新しい政権のもとで、こういう無駄な公共事業はぜひとも見直しをしてほしいものであります。

本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第70号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者5人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第70号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第71号

○議長（村中徹也） 次は、議案第71号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。5番工藤孝夫議員。

（5番 工藤孝夫議員登壇）

○5番（工藤孝夫） 議案第71号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、反対討論を行います。

本案は、昨年3月予算議会において国保税15.1%の値上げが反映されている決算であります。国による増税と負担増の連続、失業と就職難、地域経済の停滞により多くの市民には国保税の負担は耐えがたいものとなっております。

国保会計を圧迫させている根本原因には、歴代自民党政府による1984年来の国庫負担率の削減にあります。国庫負担と補助金の削減による財政悪化と国保加入者の貧困化が相まって、国保税の高騰、滞納の増加、財政の悪化、国保税のさらなる高騰という悪循環から抜け出せなくなっているのが現状であります。根本的には、国の責任による国庫負担率の回復と交付金の増額、そして一般財源からの方策が講じられるべきであります。

以上を指摘して討論といたします。議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第71号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者5人）

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第71号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第72号

○議長(村中徹也) 次は、議案第72号 平成20年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。6番横垣成年議員。

(6番 横垣成年議員登壇)

○6番(横垣成年) 議案第72号 平成20年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算に対し、反対討論を行います。

本案は、後期高齢者医療制度を受け、平成20年3月までの医療等の収入支出に対応するためのものであり、2年後には廃止となる特別会計であります。

後期高齢者医療制度を反映している本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第72号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者19人、起立しない者5人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第72号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第73号

○議長(村中徹也) 次は、議案第73号 平成20年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。5番工藤孝夫議員。

(5番 工藤孝夫議員登壇)

○5番(工藤孝夫) 議案第73号 平成20年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対討論を行います。

本案は、75歳以上の高齢者の医療費を抑制することを目的とした制度であります。その要点として、75歳以上を別枠の制度で囲み、1つに、介護保険同様、年金からも保険料を天引きする、2つに、保険料を滞納すれば保険証を取り上げる、3つに、受けられる医療を制限するという内容のものであります。外国では例がなく、現代のうば捨て山と言われるゆえんです。

当市議会では、平成19年12月、市議会において「後期高齢者医療制度」の実施の凍結と制度の全面的な見直しを求める意見書を可決し、市民の強い要望にこたえていることも申し添えます。議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長(村中徹也) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第73号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者17人、起立しない者7人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第73号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第74号

○議長(村中徹也) 次は、議案第74号 平成20年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第75号

○議長(村中徹也) 次は、議案第75号 平成20年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第76号

○議長(村中徹也) 次は、議案第76号 平成20年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

(6番 横垣成年議員登壇)

○6番(横垣成年) 議案第76号 平成20年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算に対し、反対討論を行います。

本案と直接関係はしませんが、社会保険診療報酬支払基金を間に挟み、介護納付金が引き上げられました。40歳から64歳の方が負担する介護納付

金の所得割が1.25%から2.21%へ、均等割が8,500円から1万2,700円に引き上げられ、むつ市民は総額で6,320万円の負担増となりました。むつ市は給付が減っているにもかかわらず、全国的に介護給付がふえていれば介護納付金は引き上げられるという介護保険制度の欠陥を指摘し、本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第76号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者5人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第76号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第77号

○議長（村中徹也） 次は、議案第77号 平成20年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第78号

○議長（村中徹也） 次は、議案第78号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第79号

○議長（村中徹也） 次は、議案第79号 平成20年度むつ市用地造成事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第80号

○議長(村中徹也) 次は、議案第80号 平成20年度むつ市水道事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第81号

○議長(村中徹也) 次は、議案第81号 工事請負契約について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、市立第三田名部小学校改築工事の建築工事に係る工事請負契約を締結するためのもので

あります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第82号

○議長(村中徹也) 次は、議案第82号 工事請負契約について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、市立第三田名部小学校改築工事の給排水衛生設備工事に係る工事請負契約を締結するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第30～日程第31 報告に対する 質疑

報告第20号

○議長（村中徹也） 次は、日程第30 報告第20号 平成20年度むつ市健全化判断比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。16番菊池広志議員。

○16番（菊池広志） この財政健全化の部分でございますけれども、この意見書をいただいているわけでございますけれども、意見書の中に早期健全化の基準等々がございます。確かに平成19年度で見ますと大変厳しい状況にあるわけでございます。そしてまた、平成20年度では、幾分ではあるが改善されていると、この表を見てわかるわけでございますけれども、私勉強不足で、この基準を照らし合わせる平均的な数がわからないものですから、もしよろしければ実質赤字比率、連結実質赤字比率、それから実質公債費比率、将来負担比率、この部分でおおよそ平均となる、このくらいであればいいのではないかというふうな、また他市町村ではこのくらいだというふうなこと、平均的な値がもしあるとすれば、ちょっと教えていただきたいのですけれども。わかりづらいと思いませんけれども、いかがでしょう。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 今のお尋ねの趣旨は、あるべき相応な基準はいかにありやというような趣旨で受けとめてよしいかと思うのですが、それ

が実はこの監査意見書にもありますような、いわゆる財政健全化基準、早期健全化基準という括弧書きの部分でございまして、実質赤字比率につきましては、この基準をクリアするというのが目的でなく、ゼロに近づけるという理念でございます。それに対しまして、連結実質赤字比率あるいは実質公債費比率、将来負担比率、これにつきましてはここで示している基準をクリアするのが相当であると、妥当であるというような趣旨のものでございまして、他の団体との中で、この数字がよしいのではないかといった理念ではないのです。そういった比較で物は言えないと思いますので、あくまでもこの示されている基準が相応の基準と。

繰り返しになりますが、実質赤字比率につきましてはゼロに近づけるという理念であるということでお答えにかえさせていただきます。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（菊池広志） 私のお尋ねの仕方も悪かったのですが、理解してもらえたと思います。ただ、この基準値から追っていくと、実質赤字比率としては平成19年度は非常に危険な状態にあるというようなことはわかります。また、平成20年度では大きくその部分だけに関しては解消されている。ただ、ほかの部分で、説明今いただいたのですけれども、例えば県内の平均は、では幾らぐらいかということ、その辺もまたお話ししづらい部分があるかと思うのです。ただ、我々こうしてこういう基準と県内を比較するには、やはり新聞等でもって出た時点でそれを比較する以外にチャンスはないわけでございます。もし部局のほうでわかるのであれば、大体このくらいの基準で県内は遂行していますよというようなことが言えましたら教えていただきたい。また、もしあれであれば、私個人でまた勉強し直してやってみますけれども、この場でわかるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいまお答えできるような資料を持っておりませんので、後日議員に資料を示せる範囲内でお示しをしたいと思います。

ただ、それに関連しまして、行く行くは今合併によって全国の各自治体の形が一応整ったといえますか、一山越えたという状況でございますけれども、いわゆる類似団体といったものとの比較というのも私どものこれからの課題だと思っておりますので、その辺も視野に入れて対応してまいりたいと思います。お答えは後日ということで大変恐縮でございますが、お許しをいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） これで菊池広志議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で報告第20号の質疑を終わります。

報告第20号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第21号

○議長（村中徹也） 次は、日程第31 報告第21号 平成20年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で報告第21号の質疑を終わります。

報告第21号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第32 懲罰動議の閉会中の継続

審査について

○議長（村中徹也） 次は、日程第32 懲罰動議の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

懲罰特別委員長から、現在委員会において審査中の事件につき、会議規則第105条の規定により、お手元に配布いたしました文書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。懲罰特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、懲罰特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第33 議員派遣について

○議長（村中徹也） 次は、日程第33 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、青森県市議会議員研修会に出席させるため、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配布のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

（「議長、動議」の声あり）

動議の提出について

○議長（村中徹也） 26番富岡幸夫議員。

○26番（富岡幸夫） お取り計らいいただきまして

ありがとうございます。

新谷泰造議員に対しての議員辞職勧告の要求の動議を提出いたしたいと思います。

(「賛成」の声あり)

○26番(富岡幸夫) よろしくお取り計らいを願います。

○議長(村中徹也) ただいま富岡幸夫議員から、新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議が提出されましたが、本動議には会議規則第16条の規定により、提出者のほか2人以上の賛成者が必要であります。

念のため本動議に賛成する議員の確認を行います。

本動議に賛成する議員の起立を求めます。

(起立者17人、起立しない者7人)

○議長(村中徹也) 所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたしました。

ここで本動議の取り扱いについて議会運営委員会で協議するため暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午前11時50分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加について

○議長(村中徹也) ここで、新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議を日程に追加し、ただちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本動議を日程に追加し、ただちに議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者17人、起立しない者5人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、本動議を日程に追加し、ただちに議題とすること

は可決されました。

(3番 新谷泰造議員退席)

日程第34 新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議

○議長(村中徹也) 次は、日程第34 新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議を議題といたします。

本動議について、提出者から趣旨説明を求めます。26番富岡幸夫議員。

(26番 富岡幸夫議員登壇)

○26番(富岡幸夫) 新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議案の趣旨説明を申し上げます。

新谷泰造議員には、6月定例会の議員辞職勧告に続き2度目の辞職勧告を要求することは、まことに残念なことであります。新谷泰造議員は、むつ市議会本会議の議決及び議会運営委員会の決定が適切に処理されたことに対し、自らの憶測と推測で違法と決めつけ提訴しており、この中には議事進行という与えられた権利を行使しただけの議員も提訴するなど前代未聞の訴えもあります。このことについては、青森地方裁判所において、議会の自主権、自立権の確立による議会のことは議会内で解決すべきこととし、原告新谷泰造議員の提訴の主張にはいずれも理由がなく、嫌がらせ行為や名誉、信用の侵害行為に値する事実の証拠が一切ないと断じられ、訴えを棄却されております。このことを不服に、現在仙台高等裁判所に控訴しておりますが、議会内の規則やルールに不満があるのであれば、発言権の要件を満たし、代表者会議や議会運営委員会において主張し、規則改正やルールの変更をし、議会改革に努力すべきものと思います。

また、このたびの一般質問にかかわることについて、理事者側のヒアリングに応じないことや、

前回の時間制限を大幅に超えてしまうことなどは、自らルールを犯していると自認すべきであり、その言動は議会の秩序と品位を乱すものであります。

議員としてあるべき行為は、内輪で余計なエネルギーを費やすことではなく、市民に対しての福祉の向上や地域の発展に身をささげることであります。議会の出来事を司法にゆだねる行為は、議会の自立権を侵害するおそれのほか、言論の府として自由闊達な議論及び発言を萎縮させるおそれがあります。

このようなことから、今後のむつ市議会に禍根を残す新谷泰造議員の行動を私どもむつ市議会は容認するわけにはいかないであります。よって、再度新谷泰造議員に対し、辞職勧告を申しつけるものであり、参会の議員各位の賛同を願うものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで提出者の趣旨説明を終わります。

ここでただいまの趣旨説明に対し、質疑及び討論の通告を受け、また議事整理のため午後零時10分まで暫時休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 零時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議を提出した富岡幸夫議員の趣旨説明に対し、質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

17番半田義秋議員。

○17番（半田義秋） 先ほど富岡幸夫議員から新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議案が動議として出されましたが、理由を聞いてみますと、前段は議会内のことを一々裁判にかけると、それにつ

いては私も富岡幸夫議員と意見を同じくするものでありますが、2つに分かれておりました。後段のほうは、今回の定例会においてヒアリングに応じないために理事者側と意見がかみ合わなくて議場を騒然とさせ、議会の品格を落としたと、それも提案理由になっておりました。

この件については、新谷泰造議員については懲罰委員会が設置され、先ほど継続審査となりました。いわば、わかりやすく言うと、まだ裁判中なわけです。それをいきなり判決を下すようなものだと、私はそのように感じる次第であります。ですから、前段だけの理由だと、私も前回も同様の辞職勧告決議案が出されたときは賛同しました。でも今回の辞職勧告案には、後節の、そのヒアリングに応じないために議場を騒然とさせたということに関しては、今の懲罰委員会はまだ継続中でありまして、これを辞職勧告決議動議の理由に加えるのであれば、私はこれはいかななものかなと、そのように思っていますので、提案者にその点をお聞きしたいなと思っております。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（富岡幸夫） これまでの経緯の中で私は辞職勧告に値すべきものと思ひまして、このたびも提案をさせてもらいました。今半田議員から、先般の9月11日の一般質問での理事者側とのやりとりの中の問題で懲罰動議がかかり、特別委員会も設置されたというようなことでありまして、そこは自治法上、会議規則上、懲罰については非常に拘束力の強いものとして認識をして、それはそれとして、そこだけの部分を懲罰委員会で審査していただくということになるわけでありまして、この辞職勧告決議につきましては、本人の意思といいますが、我々のその拘束力というのは全くないわけでありまして、これまでの新谷泰造議員の行動、言動、または我々の議会運営委員会で確認し合ってきてても、なおかつその方向性が改善されるとい

いますか、議会在安定していく方向が見えてこないというようなことがありますので、裁判は裁判として青森地裁で結果は出ておりますけれども、それを不服としてまた控訴しているというようなことで、控訴の理由も我々議員が、または議会としても認められるものであれば、それは改善の方向にというようなことであると思っておりますけれども、これまでの流れの中では、やはり前回の定例会でのこと、または今回のこと、総合といいますか、流れを見ながら私は再度やるべきものだという思いで提案をさせていただいた次第であります。

○議長（村中徹也） これで半田義秋議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で富岡幸夫議員の趣旨説明に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりまして新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議については起立により採決いたします。

本動議を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者16人、起立しない者5人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、新谷泰造議員に対する議員辞職勧告決議の動議は可決されました。

（3番 新谷泰造議員入場）

閉会の宣告

○議長（村中徹也） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第201回定例会を閉会いたします。

午後 零時17分 閉会

